

第 58 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例及び神戸市職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和 26 年 3 月条例第 8 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤手当) 第 9 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号に掲げる職員に支給 する通勤手当の額は、支給単位期間 につき、 <u>66,400 円を超えない範囲内</u> <u>で自動車等の使用距離の区分に応じ</u>	(通勤手当) 第 9 条 [略] 2 [略] 3 第 1 項第 2 号に掲げる職員に支給 する通勤手当の額は、支給単位期間 につき、 <u>自動車等を使用する距離（以</u> <u>下「使用距離」という。）が片道 5 キ</u>

て人事委員会規則で定める額とする。

ロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、人事委員会規則で定める通勤するのに不便であると認められる公署に勤務するもの及び人事委員会規則で定める身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等の使用距離の区分に応じて前項に規定する人事委員会規則で定める額の2倍に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

5～7 [略]

8 第1項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とする職員又は第1項第2号に掲げる職員であつて、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項から

29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる職員のうち、人事委員会規則で定める通勤するのに不便であると認められる公署に勤務するもの及び人事委員会規則で定める身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前項に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

5～7 [略]

前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項から前項までの規定による額

9 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

10、11 [略]

8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項から第5項までの規定による額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

9、10 [略]

<u>12</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等<u>及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 <u>13</u> [略]	<u>11</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 <u>12</u> [略]
---	--

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（消防職員手当） 第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（7） [略] （8）消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急	（消防職員手当） 第36条 消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）～（7） [略] （8）消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急

消防援助隊として出動して行う業務等であって次に掲げるもの 日額 1,440円 を超えない範囲内において消防長が定める額

ア、イ [略]

(9) [略]

2～4 [略]

5 第1項第8号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額 1,440円 を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第8号に定める額に加算して支給する。

6 [略]

(災害応急対応等派遣手当)

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額 1,440円 とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、

消防援助隊として出動して行う業務等であって次に掲げるもの 日額 1,080円 を超えない範囲内において消防長が定める額

ア、イ [略]

(9) [略]

2～4 [略]

5 第1項第8号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額 1,080円 を超えない範囲内において消防長が定める額を第1項第8号に定める額に加算して支給する。

6 [略]

(災害応急対応等派遣手当)

第38条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額 1,080円 とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、

日額2,880円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(海外派遣手当)

第39条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者と同居する子のうち

主として当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって、市長が定めるものを有するとき。 1人につき前項に規定する額の100分の8に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額

(4) 外国勤務者の子のうち主として

当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの（以下「年少の子ども」という。）が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。

1人につき月額8,000円を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要がある

日額2,160円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(海外派遣手当)

第39条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、外国勤務者に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 外国勤務者の子のうち主として

当該外国勤務者の収入により生計を維持しているものであって市長が定めるもの（以下「年少子女」という。）が、勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務者が必要な経費を負担しているとき。 1人につき月額8,000円を規則で定める換算率により外国通貨に換算した額（市長が特に必要があると認め

と認める外国勤務者については、
1人につき月額8,000円)

(5) 外国勤務者が単身で生活すること
とを常況とする場合において、市
長が定めるものに該当するとき。

1人につき月額65,000円を規則
で定める換算率により外国通貨に
換算した額（市長が特に必要があ
ると認める外国勤務者について
は、1人につき月額65,000円）

3 前項第4号に掲げるもののほか、
教育に関し特別の事情が認められる
ことにより年少の子どもが学校教育
その他の教育を受けるのに相当な経
費を要すると市長が認める勤務地に
係る外国勤務者に対しては、年少の
子ども1人につき、次に掲げる額の
うちいずれか少ない額から法第24条
第2項に規定する自己負担額を控除
した額（当該年少の子どもが学校教
育法（昭和22年法律第26号）に規定す
る幼稚園に相当するものとして市長
が認める教育施設において教育を受
ける場合にあっては、93,000円を限
度とする。）を加算した額を、規則で
定める換算率により外国通貨に換算
した額（市長が特に必要があると認
める外国勤務者については、当該年

る外国勤務者については、1人に
つき月額8,000円）とする。

3 前項第3号に掲げるもののほか、
教育に関し特別の事情が認められる
ことにより年少子女が学校教育その
他の教育を受けるのに相当な経費を
要すると市長が認める勤務地に係る
外国勤務者に対しては、年少子女1人
につき、次に掲げる額のうちいずれか
少ない額から法第15条第2項に規定
する自己負担額を控除した額（当該年
少子女が学校教育法（昭和22年法律第
26号）に規定する幼稚園に相当するも
のとして市長が認める教育施設にお
いて教育を受ける場合にあっては、
51,000円を限度とする。）を加算した
額を、規則で定める換算率により外国
通貨に換算した額（市長が特に必要が
あると認める外国勤務者については、
当該年少子女1人につき、当該加算し

少の子ども 1 人につき、当該加算した額）を支給する。	た額）を支給する。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 現に要する <u>年少の子ども</u> に係る必要経費の額	(2) 現に要する <u>年少子女</u> に係る必要経費の額

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

職員の人事・給与等に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。